

栃木市農業委員会臨時総会議事録

令和4年 10月3日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和4年10月3日(月) 午前10時00分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 庁議室

出席委員

2若色 昭松 3五十畑節子 4正田 秀雄 5長 明美
6小林真理子 7柴 賢一郎 8平本 勲 9毛塚 信道
10狐塚 正直 12山崎 幸行 13大谷 朗 15川嶋 房代
16川田 久子 17荒川 則夫 18石塚 一彦 20佐山 耕基
21高際 英明

欠席委員 1大島 公一 11若林 英一 14泉田 裕美 19大塚 幸八

副市長 増山昌章

農業委員会事務局職員

事務局長 櫻井 茂 次 長 高久 完治
副主幹兼農委総務係長 小松原 雅人 主 査 御供 東子

会議事件

議案第1号 栃木市農業委員会会長の辞任について
議案第2号 栃木市農業委員会会長職務代理者の辞任について
議案第3号 栃木市農業委員会委員の辞任について
議案第4号 栃木市農業委員会会長の選任について
議案第5号 栃木市農業委員会会長職務代理者の選任について
議案第6号 総会時の議席の決定について

開会の宣言

事務局長 ただ今から、令和4年10月栃木市農業委員会臨時総会を開会いたします。初めに、若色会長職務代理者よりごあいさつをお願いいたします。

若色職代 (若色会長職務代理者あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。
本日、欠席委員は1番大島会長、11番若林委員、14番泉田委員、19番大塚委員より届出があり、出席委員は17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
また、総会規則第5条及び運営委員会要領第2の3により、議事の進行は若色会長職務代理者にお願いいたします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、10番狐塚正直委員、12番山崎幸行委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と御供東子氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「栃木市農業委員会会長の辞任について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長

議案書は1ページになります。

9月26日付けで、大島会長から一身上の都合により10月3日をもって会長を辞任する、との辞任届が農業委員会あてに提出されましたので、農業委員会の同意を求めます。農業委員会等に関する法律第13条第2項に「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、辞任することができる」と定められております。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「栃木市農業委員会会長職務代理者の辞任につい

て」は、会長職務代理者に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に基づき、私若色と五十畑職代は退席させていただき、議長を交代させていただきます。

本議案につきましては、地方自治法第107条「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」の規定を準用して、年長委員の16番川田委員に臨時議長をお願いいたします。川田委員は、議長席に移り、議事を進めてください。

(若色職代、五十畑職代退席)
(議長交代)

議長 只今、議長を交代しました川田です。よろしくをお願いします。

議案第2号「栃木市農業委員会会長職務代理者の辞任について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

小松原係長 議案書は2ページになります。

9月26日付けで、若色、五十畑両会長職務代理者から一身上の都合により10月3日をもって会長職務代理者を辞任する、との辞任届が農業委員会あてに提出されましたので、農業委員会の同意を求めます。繰り返しになりますが農業委員会等に関する法律第13条第2項に「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、辞任することができる」と定められておりますので、会長を職代と読み替えいただきたいと存じます。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、会長職務代理者の入室をお願いします。事務局は会長職務代理者に入室することを伝えてください。

(若色職代、五十畑職代入室)

それでは、議長を若色職代にお返しします。

(議長交代)

議長 次に、議案第3号「栃木市農業委員会委員の辞任について」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長 議案書は3ページになります。
9月26日付けで、大島委員、若林委員から一身上の都合により10月3日をもって委員を辞任する、との辞任届が市長あてに提出されたことを受け、資料4ページにある市長からの諮問があり、答申を求められているものです。農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な事由があるときは、市長および農業委員会の同意を得て、辞任することができる」と定められています。理由はお二人とも一身上の都合であります。今後市長はこの答申と本日の議事録を参考に同意の可否を判断します。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第4号「栃木市農業委員会会長の選任について」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長 議案書は5ページになります。
会長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」となっております。
互選の方法につきましては、地方自治法第118条に基づき、投票による方法と、出席委員に異議がない場合には、指名推選の方法を用いることができます。説明は以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局から説明がありましたが、会長の選出は投票か指名推選のいずれの方法で互選するか、お諮りいたします。
- 平本委員 9番平本です。
会長は、指名推選の方法で選出した方がよいと思います。
- 議 長 9番平本委員から指名推選による方法との意見がありましたが、他にございませんか。
- 狐塚委員 10番狐塚です。
私も、指名推選による方法がよいと思います。
- 議 長 他にご意見ございませんか。
(発言なし)
- 議 長 他に意見が無いものと認め、指名推選の方法で互選することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議が無いものと認め、会長の互選は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。
それでは、指名推選の発言を求めます。
- 平本委員 8番平本です。
職務代理者だった若色委員を推選いたします。
- 議 長 他に、ご意見ございませんか。
(発言なし)
- 議 長 他に無いようですので、お諮りいたします。
ご推選いただいた、私、若色を新会長とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、私、若色を新会長に決定いたします。なお、任期は明日10月4日からでございます。
次に、議案第5号 「栃木市農業委員会会長職務代理者の選任について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

- 小松原係長 議案書は6ページになります。
会長職務代理者の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代理する」と規定しています。
なお、栃木市農業委員会運営要領第2の第1項で、「会長職務代理者2人を置く」と規定されています。
互選の方法につきましては、会長の互選の際に申し上げました方法と同様でございます。説明は以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局から説明がありましたが、会長職務代理者の選出は投票か指名推選のいずれの方法で互選するか、お諮りいたします。
- 平本委員 8番平本です。
委員会の運営を円滑に行うためにも、会長職務代理者は、会長による指名推選が最適だと思います。
- 議長 8番平本委員から、会長による指名推選と意見がありましたが、他にございませんか。
(発言なし)
- 議長 他に無いものと認め、会長による指名推選の方法で互選することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議が無いものと認め、会長職務代理者の互選は会長による指名推選の方法により行うことに決定いたしました。
それでは、職務代理者を指名させていただきます。21番高際英明委員と3番五十畑節子委員を推選いたします。
2人を会長職務代理者に推選することに異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議がないものと認め、21番高際英明委員と3番五十畑節子委員を新会長職務代理者に互選いたしました。
なお、任期は10月4日からでございます。
- 議長 ここで、会長に選任されました私若色、高際職務代理者、及び五十畑職務代理者から、就任のごあいさつをさせていただきます。

(若色会長就任あいさつ)
(高際職務代理者あいさつ)
(五十畑職務代理者あいさつ)

議長 次に、議案第6号 総会時の議席の決定を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長 総会時の議席の決定についてであります。栃木市農業委員会総会規則第6条に「委員の議席はあらかじめくじで定める」となっており、7月20日の第1回総会で決定したところですが、慣例で会長の議席は1番、会長職務代理者の議席は2番と3番となることから1番を若色委員、2番を高際委員とすることについてご審議いただきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、議席番号1番若色、2番を高際委員とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第6号を決定いたしました。このことにより、職務代理者に選任された高際委員の21番と11番については欠番となります。今後補充された後任委員の議席番号となる見込みです。

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。
なお、農業委員には農業委員会等に関する法律第14条で、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。と定められております。特に、本日の案件につきましては、心得てくださるようお願いします。

その他、皆さん何かございますか。
(発言なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和4年10月栃木市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

[閉会 午前10時24分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和4年10月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (狐 塚)

署名委員 _____ (山 崎)